

# 令和3年度秋田市社会福祉審議会 第2回地域福祉専門分科会会議録

日 時：令和3年10月29日(金) 10時00分から11時30分まで

場 所：秋田市役所本庁舎5階 正庁

出席者：委員19人

事務局 ○地域福祉推進室

東海林室長、加藤副参事、進藤副参事、小松主任、渡部主事

○障がい福祉課

鎌田主席主査

○長寿福祉課

畑山課長、相場課長補佐、佐藤主席主査、品川主査

欠席者：佐々木明美委員

## 【議事】

主な意見

(1) 秋田市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について

(藤原委員)

○本計画の位置づけについて確認である。資料の3ページにあるとおり、本計画は秋田市地域福祉計画の下位に位置づけられた成年後見に特化した計画と見受けられるが、そうだとすれば進行管理を行うような具体性が求められるのではないか。

計画の期間は2年と短い。2年で成果を出すというのであれば、市でどの部署がどのような取組を行うのか、具体的な計画にする必要がある。成年後見について現在、どこで相談を受けているか、どのような課題があるのか。本県では高齢化が急速に進んでおり、高齢者の割合が増えているにもかかわらず、なぜ利用者数が横ばいであるか等の検証が必要である。中核機関を設置し、市は何を行うのか、委託先は何をするのか。地域の実情を踏まえ具体的に示して欲しい。

(事務局)

○計画期間となる2年間の大きな取組の1点目として制度の認知度向上、2点目として相談支援体制の整備を掲げている。このうちの2点目となる中核機関の役割について大きく記載したが、市の取組について具体的な記載が少ないのは確かであり、今後、中核機関の設置後の状況もみながら取組について具体的に示して行ければと考えている。

(藤原委員)

○中核機関が大きな取組であると推察したので、中核機関について意見を述べたい。厚生労働省は「成年後見制度利用促進

基本計画策定の手引き」を発出している。その中で中核機関設置にあたり現状の評価を行うための評価項目を示しているページがある。本市ではこの評価を行っているのか。また、14ページに相談受付の目標値として300件と記載してあるが、現在の相談窓口や件数が分からないことや、相談窓口を中核機関に一本化するのか、二次相談も含むのかという点が明確にならなければ300件という数値が適切であるかが判断できない。

(事務局)

○指標に挙げている相談件数については、秋田市と同規模の他都市の実績値を参考にしながら、地域包括支援センターの成年後見制度に関する相談件数等も考慮し計上している。成年後見について、実際に他の機関で相談を受けている例もあるが、それらも含めた全体の正確な数字は把握出来ていないため、他都市の状況を参考にした数値となっている。

(藤原委員)

○資料全体として他都市と比べて作った部分が多いかと思うが、そうであれば本市の現状とかけ離れてしまうように思う。本市の現状を踏まえた計画を作成して欲しいということ意見を述べさせていただく。

(綿貫委員)

○「成年後見制度利用促進基本計画」と計画名に「促進」という文言を入れているので、促進させていくということが主眼になる計画であると認識している。その上で数値目標の根拠について聞きたい。20ページの市長申立て件数は令和4年度の目標値が18件と記載されているが、令和2年度が17件ということ踏まえると促進という面では増加率が低い。現状を分析し、対応策を立てた上で目標値を設定した方が良いのではないか。市長申立件数の目標値が変わってくれば、それに伴って報酬助成件数の目標値なども変わってくると思う。また、18ページの中核機関の機能の記載についても、現状の評価やこの機能を付与するプロセス等が分からなければ適切かどうかの判断が出来かねる。

(事務局)

○今、お二人の委員から「現状を踏まえた目標値の設定になっているか」との質問を受けたので回答させていただく。本市では障がい者福祉、高齢者福祉のそれぞれの立場から成年後見制度の対応をしている。成年後見制度の利用者で数が多いのが認知症の高齢者であり、地域包括支援センターを通じて相談を受けることが多い。本市の課題については資料10、11ページにまとめているが、本市独自の課題は出てきていないため、全国的な課題と類似している。本市の課題として

は成年後見制度自体の理解が進んでいないこと、司法と福祉の連携が計れていないことの2点があることから、基本目標として「関係機関の連携」を挙げ、中核機関を中心に課題解決を図っていきたいと考えている。制度利用促進の意味合いで20ページの市長申立件数の目標値を増やすことも意見として挙げられたが、中核機関が出来たからすぐ市長申立てが増加する訳ではないことから目標値を現状と同じ数値にしている。また、14ページの相談件数についても、令和4年度からの新規事業であるため目標値を立てづらいのが実情であり、先行する他都市の数値を参考にしている。本計画期間が2年であることについても短いというご指摘をいただいたが、将来的には5年とし、秋田市地域福祉計画と一体化させたいとの考えもあり、次の地域福祉計画と計画期間を合わせたため、今回の計画期間は短くなってしまったものであることをご理解いただきたい。

(綿貫委員)

○促進という言葉の背景には潜在しているニーズに目を向けるという意味があると思う。制度を必要としている人へどのように制度を届けていくかが1番大切であり、それが結果的に促進につながっていくと思う。目標値の設定については理解したが、目標値を上回る利用者がいた場合に予算が足りなくなるようなことはないよう配慮していただきたい。

(小林委員)

○中核機関を秋田市権利擁護センターに委託することとなっているが、社会福祉協議会ではないのか。現在、リーガルサポートや法テラスなど専門職の方が秋田市権利擁護センターのような相談機能を持っているが、いずれも司法の窓口であるためケアマネや包括支援センター職員などが相談に行くのは敷居が高い。社会福祉協議会のように福祉職との結びつきが強い団体に中核機関を委託することが望ましい。容易に相談できる窓口を作ることでこそが利用を促進させる1番有効な手である。

(事務局)

○18ページに記載している「中核機関」の後ろに「秋田市権利擁護センター」と記載されているが、これは秋田市社会福祉協議会が運営することとなっている。中核機関は秋田市権利擁護センター業務の一部として成年後見制度に関する業務を行うこととなる。秋田市権利擁護センターは、秋田市社会福祉協議会が独自に行う日常生活自立支援事業と法人後見事業を併せて行う予定となっている。

- (原委員（議長）) ○権利擁護センターの設置は本計画の中で大きな取組だと思  
う。権利擁護センターはここのみで全て完結するものではなく、あくまでもハブ機能を有する機関であり、各関係機関、施設、団体とこれまで以上に連携をとれるようになっていく必要がある。様々なところで相談はできるが、本センターにつなぐことで相談の体制が整備されることが大きな役割となる。
- (上村委員) ○目標値の数値について、今後計画の進行管理や評価をするにあたり、現状の数値がなければ難しいと思う。様々な目標値の元になっている数値を示して欲しい。また話を聞いていて本計画の大きな目標は中核機関の立ち上げと認知度の向上だと認識した。14ページの相談件数等は高齢化が進むと自然と増加するように感じる。9ページに記載されている制度の認知度に関する数値についても目標値に設定してはどうか。
- (事務局) ○おっしゃるとおり本計画では成年後見制度の普及・啓発を重視している。制度の認知度に関する目標値設定も重要だと思うので検討したい。
- (黒崎委員) ○現在、秋田市社会福祉協議会では、秋田市から委託を受けて秋田市権利擁護センターの設立に向けた準備を進めている。権利擁護センターの業務として日常生活自立支援事業があるが、この事業は認知機能に不安がある人の福祉サービスの利用の援助などを行うものであり、チラシを配布して利用者を募るのではなく、ケアマネや民生委員が対象者を見つけて利用につなげる形態が望ましい。そのため、広報活動のみならず地域の方々への認知度を向上させていくことも重要である。権利擁護センターの事業は医療や法律、地域福祉など多岐に渡る。また1件の相談に対して状況調査等労力もかかる。権利擁護センターで日常生活自立支援事業から中核機関とつなげていけるような流れを作っていきたい。
- (近藤委員) ○自分は中核機関の受任者調整について意見を述べさせていただく。先日の10月25日に厚生労働省主催の成年後見制度利用促進専門者会議があり、リーガルサポートとしても意見書を提出した。その意見書の中でも述べているが、中核機関の受任者調整機能として求められていることは、個別の事案について単に候補者の属性（親族、市民後見人、法人後見、社会福祉士、司法書士、弁護士等）のみにとどまるのではなく、後見人の具体的な候補者（個人および法人名）を決めることである。中核機関に期待されているコーディネート機能につ

いて、後見人の選任は家庭裁判所が最終的に決定するが、家庭裁判所が的確な決定ができるよう情報の収集、分析が求められている。家庭裁判所は本人の意思やニーズを的確に把握して福祉的な観点から必要な支援の体制を構築することは必ずしも得意ではないし、これは地域における社会資源を前提に権利擁護支援の全体構想を踏まえて行われるべきものであることから、中核機関にコーディネート機能として受任者調整会議を設置して、裁判所に市長申立てをする段階で具体的な候補者を裁判所に推薦できるよう、本市でも仕組みづくりについて検討して欲しい。

(事務局)

○後見人にふさわしい人を選任するような仕組みはあるべきだと思うが、現在は中核機関立ち上げの段階なのでまだ難しいのが実情である。関係機関のネットワークを構築しながら段階的に進めて行ければと考えている。

(佐々木委員)

○包括など1つの機関に過度な負担がかかるような取組ではなく、各支援機関がチームとして取り組むような体制になってほしい。17ページに「協議会の設立」と記載されているが、現時点で考えている協議会の規模や参加団体を教えて欲しい。

(事務局)

○協議会とは成年後見制度に関係している専門職団体等をお願いしたいと考えている。具体的なメンバーについては次回以降お示ししたいが、現在考えているのは17ページの概念図に記載されている団体や今年度に地域福祉専門分科会に臨時委員として参加いただいている団体など、実際に成年後見の支援を行うような専門職の方を想定している。

(和田(美)委員)

○医療現場からの意見を述べさせていただく。最近では身寄りのない人への支援が多くなっている。身寄りはいるものの関わりを拒否されているという人も多く、対応に苦慮している。身寄りがいなくても元気なうちは何とか生活をしているが、具合が悪くなった時などに受診する医療機関は潜在的なニーズを発見するチャンスの場合でもある。そのため医療現場では今まで何の支援も受けていなかった人を一から支援することも多い。ソーシャルワーカーとして成年後見制度について知っているが、成年後見制度は時間がかかる、お金がかかる、手続きが煩雑という面があり利用の壁が高く、急性期の患者の平均入院日数が約12～13日であることもあり、実際に成年後見制度の利用に結びつけられる時間的余裕はない。しかしそのまま退院させる訳にもいかず、今は地域包括支援セ

ンターや市社会福祉協議会などと連携を図りながら退院後の生活支援を行っているが、身寄りのないことで施設入所を拒否されたり、金銭管理についても銀行に拒否されることもある。今、全国的にACPの活動も盛んだが、元気なうちに「もしも」のことを考える人はまだまだ少ない。そのため中核機関がワンストップで相談を受け付けるような窓口になればありがたい。一方向のみの相談だけでなく関係機関と連携していければと思う。

(事務局)

○中核機関に求められる機能の一つとして、利用者、支援者にはわかりやすい相談、支援体制の一本化も重要と考えており、そういったものの整備により後見制度がより利用しやすくなればと考えている。

(船木委員)

○地域包括支援センターとして要望を述べさせていただく。中核機関で相談をワンストップで受け止めてもらえるのはありがたい。いままでも成年後見制度の相談窓口は様々あったが、法律のこととなってくると理解の難しい部分もあり敷居が高いと感じていた。また、地域包括支援センターに寄せられた成年後見制度の相談が実際に制度利用に結びつくとは限らない。成年後見制度は、やはり時間がかかる、お金がかかる、手続きが煩雑であることが課題となっている。そのため、中核機関がワンストップでサービス提供できるようになることは良いが、中核機関だけで全てが完結するのは不可能である。地域包括支援センターとしては権利擁護センターと一緒にパンフレットの作成や配布など周知活動について考えていきたいと思う。

(事務局)

○中核機関と地域包括支援センターとの連携体制も構築していきたいと考えているので、周知活動についても協力して行っていきたい。

(綿貫委員)

○介護支援専門員の立場から意見を述べさせていただく。介護支援専門員は地域包括ケアシステムにおけるマネジメントが主な業務なので様々な社会資源をつないでいく役割をもっている。そのような中で成年後見制度はライフラインに近いような制度であり、成年後見人がつかなければ様々な支援につながらない危険性が出てくる。成年後見制度利用促進が目的化し広報活動のみに重点をおくとその先の他サービスとの連携が疎かになってしまう。成年後見制度の利用促進体制の構築について、本来であれば本分科会のみならず、在宅医療・介護連携推進協議会や認知症施策検討委員会など市役所内の

他の会議体とも連携していくことが求められる。どのような社会を作っていくべきかというビジョンを考えていく視点を持ちながら計画を作成する必要がある。

(原委員(議長))

○それぞれ専門の立場から貴重な意見をもらった。共通している部分は本市の現状を踏まえることでより良い計画になるという点である。また、中核機関のあり方についても、中核機関の設置が目的ではなく、中核機関の役割をどう果たしていくかについても計画の中で示して行ければと思う。

(事務局)

○本日、机上に「意見書・質問書」を配布したので、意見等いただければ幸いである。

【その他】

(特になし)

(以上)